

各務原市内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
新鵜沼駅	各務原市鵜沼南町5丁目215番地先	各務原市が実施する一般旅客自動車運送事業(区域運行)の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和7年1月14日第44回各務原市地域公共交通会議において関係者全員の合意が完了
緑苑口(西側)	各務原市鵜沼東町1丁目138番地1先			
緑苑南(西側)	各務原市緑苑南1丁目86番地先			
緑苑南1丁目	各務原市緑苑南1丁目25番地先			
緑苑西	各務原市緑苑西3丁目36番地先			
緑苑西1丁目	各務原市緑苑西1丁目69番地先			
緑苑小学校	各務原市緑苑西1丁目10番地先			
緑苑北1丁目	各務原市緑苑北1丁目26番地先			
緑苑北	各務原市緑苑北3丁目39番地先			
緑苑東	各務原市緑苑東1丁目5番地先			
緑苑東3丁目	各務原市緑苑東3丁目1番地1先			
センター前	各務原市緑苑中3丁目2番地37先			
緑苑中	各務原市緑苑中3丁目11番地先			
緑苑南(東側)	各務原市緑苑南1丁目86番地先			
緑苑口(東側)	各務原市鵜沼東町1丁目138番地1先			
緑苑コミセン東	各務原市緑苑南1丁目71番地先			
緑苑南4丁目(東側)	各務原市緑苑南4丁目114番地先			
緑苑南4丁目(南側)	各務原市緑苑南4丁目56番地3先			